

～ 事業主（団体）・労務管理ご担当者さまへ ～

ワーク・ライフ・バランスに取り組みませんか？

専門家（働き方・休み方改善コンサルタント）による相談援助のご案内

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課

このような内容についてのご相談・援助をしています。

有給休暇 取得促進	所定外労働 削減の方法	家族	自己啓発等	健康確保の方法
<ul style="list-style-type: none">・計画的付与制度・労働時間管理・リフレッシュ 休暇制度・プラスワン休暇・時間単位の年休 取得	<ul style="list-style-type: none">・ノー残業デー （ウィーク）導入・業務の効率化・ 生産性向上・職場環境整備・勤務間インター バル制度	<ul style="list-style-type: none">・育児・介護休業・次世代育成支援・子、家族の看護 休暇・慶弔休暇制度	<ul style="list-style-type: none">・女性の活躍・地域活動・ボラ ンティア休暇・短時間正社員 制度・多様な正社員・無期転換ルール	<ul style="list-style-type: none">・長時間労働削減・ハラスメント防止・医師による面接 指導制度

▶ 利用した企業の声（A社の場合）

有給休暇の取得アップのための提案を受け取り組んだところ、離職する者が減り、優秀な人材も採用できるようになった。

▶ 利用した企業の声（B社の場合）

同業種や他業種の取り組み事例やデータなども情報提供してもらい、残業の削減の取組みに役立った。

▶ 利用した企業の声（C社の場合）

ワークショップに参加したが、他社と情報共有や意見交換ができて、業務の効率化や人材の育成について、同じ課題を抱えている企業が多いことが分かった。取り組み内容などについても2回目のワークショップを開催し、情報交換や勉強会をしていくこととした。

▶ 利用した企業の声（D社の場合）

育児期の労働者が多く、育児短時間勤務を利用するものが増えてきたため、シフトや労働時間管理の問題が早急の課題であった。グループ企業でワークショップを申し込み、法・施策に関する勉強会・個別相談会をセッティングしてもらったところ、早速取組のプロジェクトを立ち上げることができた。

上記のような働き方・休み方にかかわる問題や課題、疑問点について、「働き方・休み方改善コンサルタント」がご相談を受け、アドバイスや提案を行ったり、事案によっては詳しい専門部署を紹介するなど、取組のお手伝いをさせていただきます。

○問題の分析や把握のお手伝いも可能です。

○他社の取り組み事例などのご紹介もしています。

○ご訪問によりご相談援助を実施していますが、個別企業での対応だけでなく、グループ企業や同業他社、地域企業など複数企業でのワークショップなども可能です。



※ご要望については、申し込みの際にご相談ください。

※社内研修の講師等はしておりませんので、ご了承ください。

○法令違反の是正指導を目的とした権限行使とは異なり、自主的な取り組みのお手伝いをさせて頂くものですので、遠慮なくご利用下さい。

○コンサルタントは社会保険労務士や企業の人事経験者等から選ばれております。

○お時間は1回1時間～1時間30分程度です。1回での相談援助では困難な場合は複数回のご訪問も可能です。

※お時間の調整や回数については、ご相談ください。

○無料です。

○先着順に受けております。まずはお電話を！

コンサルタント利用申込書（切り取らずにこのままファックスしてください）

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課行き ファックス：092-411-4895

会社（団体）名			
業種		労働者数	
所在地		御担当者職・氏名	
電話番号	— —	ファックス番号	— —
ご利用希望事項に☑を入れてください			
<input type="checkbox"/> 企業個別訪問による相談援助	<input type="checkbox"/> グループ企業や業種団体での相談援助・ワークショップ		
[相談援助を求められる内容]			

<お問合せ先> 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 コンサルタント係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 電話 092-411-4894 FAX092-411-4895

雇用環境・均等部は、働き方・休み方改善の他、ハラスメント対策、無期転換ルール、パートタイム労働法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法等を所管しています。また、これらの施策に関する各種助成金のお取り扱いもしています。